

京 佛 新 年 号



京都府綾部市 安国寺 重文 木造釈迦如来及両脇侍坐像

京 都 仏 教 会

特別展「紀伊山地の靈場と参詣道」世界遺産登録10周年記念

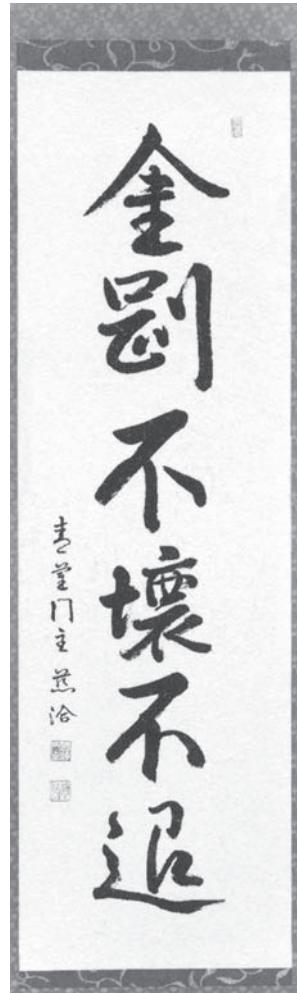
山の神仙

かみほこけ

吉野・熊野・高野 大阪市立美術館

2014年4月8日—6月1日

主催=大阪市立美術館、毎日新聞社、MBS、紀伊山地三靈場会議
お問合せ=大阪市総合コールセンター なにわコール 06-4301-7285(年中無休・午前8時—午後9時)
左から=重要文化財 藏王権現立像 源慶作 鎌倉時代 嘉禄2年(1226)奈良・如意輪寺、女神坐像 鎌倉時代 和歌山・三谷薬師堂、国宝 熊野速玉大神坐像 平安時代 和歌山・熊野速玉大社



京都仏教协会会长

東伏見慈治猊下が本年元旦に遷化されました。百三歳。

謹んで哀悼の意を表します。

会長	東伏見慈治	評議員	坂根孝慈	園部町仏教会会長	金森英明
理事長	有馬賴底				
常務理事	宮城泰年				
理事	荒木元悦				
"	大西真興				
理事	安井攸爾				
"	森泰長				
監事	佐伯快勝				
"	北園文英				
"	北川隆法				
"	坂口博翁				
"	掃部光昭				
"	澤宗泰				
監事	山木康稔				
"	月沢泰信				
中村覚祐					
長澤香靜					
谷内弘照					
長澤香靜					
谷内弘照					
砂原秀輝					
田中惠厚					
戸田妙昭					
梶妙壽					
田邊宗一					
町田泰宣					
吉田清順					
川村俊弘					
横江桃国					
岡本龍雄					
塩見明徳					
森孝忍					
小松玄澄					
佐分宗順					
福知山市仏教会会長					
中川昭徳					
綾部市仏教会会長					
梅垣周徹					
大江町仏教会会長					
宮垣光真					
加悦谷仏教会会長					
京丹波町和知仏教会会長					
三和町仏教会会長					
尺下順彦					
高柳秀文					
大道無礙					
舞鶴東仏教会会長					



に対し宗教行為の存在を示すことができ、また国土交通省内の観光庁の調査内容についても寺院の宗教活動を損なう内容の部分があり、指摘と修正を行いました。「宗教と政治検討委員会」「国家と宗教研究会」も宗教法人の設立認証の現状について文化庁に対し抗議文を持参し説明を求めました。本年も信教の自由・政教分離の原則を重んじ、各宗教とも情報交換を行い、各識者の方々ともより積極的に交流を行つて参ります。

風定花猶落 鳥啼山更幽

これはたいへん静かな山の情景を歌っています。しかし普通なら、花は風が吹くことによつて落ちるものですし、山は鳥の声一つしないほうが静かでしょう。それが、風がピタツと吹きやみ、静まりかえつているところで、花が一輪音もなく落ちるというのです。しかも「なお落ちる」という、この「なお」という言葉が大切です。ものには時節因縁というものがあります。風が吹くから花が散る、たしかにそれもそうです。しかし、風が吹かなくとも花は落ちる。つまり機縁が熟したときには、花というものは落ちるのです。

すなわち落ちるべくして落ちるのです。そして「鳥啼山更幽」山は実に静かです。全くひつそりとした深山は毛ほどの動きもない。しかしそこへ鳥が一声鋭く鳴く。その鳴き声によつて山の静けさが瞬破られ、そして一瞬の後に再び山は静けさをとり戻す。鳥が一声鳴くことで、山の静けさが一層強調されています。

中国に天水というところがあります。例の玄奘三蔵が、長安（今の西安）を出発して最初に立ち寄った場所です。

と継承を行政と所有者のみならず大学や若者とともに地域連携をはかりながら、京都全体会の文化的景観も考え取り組んで参ります。

さらに伝統産業に携わる職人の若手育成の為のシステムについては京都府と構築し、神社庁とも協力し、援助を行つて参ります。オフシーズン対策としては冬の「花灯路」、夏の「京の七夕」を本年度もオール京都で積極的に行つて参ります。

加えて、「宗教都市京都を考える」シンポジウムは「医療と仏教」をテーマに本年も開催し、医療従事者と学者、僧侶、病院が連携し、京都から何が発信できるかをより具体的に考えて参る中で、今年度は「患者」「医療従事者」「患者の家族」へのアンケート調査を実施致します。

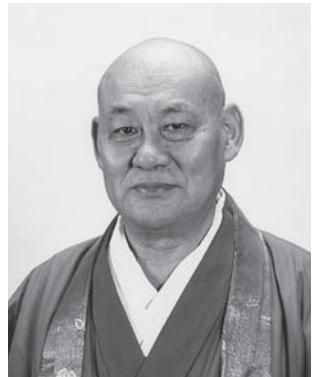
一方で、宗教を取り巻く情勢も刻々と変化しつつあります。「経済センサス活動調査」への対応も京都府と連携し国

ここに有名な麦積山があります。その名のように、麦を積み上げたような山の中腹には、北魏時代の素晴らしい大石仏があります。その麦積山へ行くには、曲がりくねった山道を車で行くのですが、麦積山へ到着するちょっと前に一つの岩壁があつて、その岩壁に文字が彫つてあります。その文字がまさにこの「鳥啼山更幽」なのです。私はそれを見て初めて自分が深い山へわけ入つてきたのだという実感が湧いてきて、感動したことを見えています。おそらく中國の人達は、その句を彫り込むことによつて、これから麦積山へお参りしようとする人達への歓迎の意をあらわそうとしたのでしょうか。私はその時、ああ中国人達はなんとか良い年でありますように切に願う次第でございます。

理事長報告

かぜさだまつてはななおおち とりないてやまさらにゆうなり 風定花猶落 鳥啼山更幽

臨済宗相国寺派管長
理事長 有馬 賴底



新しい年となり、ご寺院各位に於かれましては、益々ご清栄の御事と存じ上げます。さて、皆様にはこの会報の卷頭でお知らせ申し上げましたように、長年会長としてご尽力賜りました青蓮院門跡名誉門主東伏見慈治猊下が元旦に遷化されました。百三歳のご長寿でございました。私個人と致しましても古都税問題以来の長きに渡るお付き合いとなりました。京都府仏教会、京都市仏教会と分かれておりました当時、古都税問題が勃発しました。両仏教会の会長であった東伏見猊下は信教の自由、政教分離の原則を守るため、この税の反対運動の先頭に立ちました。今でこそ行政改革という言葉が私どもにも聞こえてまいりますがその頃は足らなくなつたら他からという考え方でした。両仏教会が統合され昭和六十年に京都仏教会となるのですが、そこでも会長としてぶれることなく古都税問題と対峙されました。

さて、平成二十五年度はお花まつり各行事、こども花まつり、春秋彼岸焼骨灰法要、お盆の採燈大護摩供、師走のお盆の成道会等、例年の宗派を超えた仏教諸行事に加え、平成十二年十月に発足させました「明日の京都・文化遺産プラットフォーム」も昨年十一月には世界遺産条約四十周年年京都会議の中で、第二回となる「世界遺産対象寺院会議」や記念フォーラムの開催等本格的な活動を行いました。今後も立命館大学を事務局に種々の事業を行い、文化財の保存

と継承を行政と所有者のみならず大学や若者とともに地域連携をはかりながら、京都全体会の文化的景観も考え取り組んで参ります。

さらに伝統産業に携わる職人の若手育成の為のシステムについては京都府と構築し、神社庁とも協力し、援助を行つて参ります。オフシーズン対策としては冬の「花灯路」、夏の「京の七夕」を本年度もオール京都で積極的に行つて参ります。

加えて、「宗教都市京都を考える」シンポジウムは「医療と仏教」をテーマに本年も開催し、医療従事者と学者、僧侶、病院が連携し、京都から何が発信できるかをより具体的に考えて参る中で、今年度は「患者」「医療従事者」「患者の家族」へのアンケート調査を実施致します。

一方で、宗教を取り巻く情勢も刻々と変化しつつあります。「経済センサス活動調査」への対応も京都府と連携し国

り、具体的内容は、①内心における信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由を含むが、②については、二〇条の一項のほかに二項で重ねて規定されていることに注目したい。宗教統制・弾圧が公権力による国民の宗教行為に対する干渉・介入から始まるという歴史的事実に対する反省として、個人の宗教的な行為に対して、国家等の公権力が関わることにつき、憲法はきわめて慎重に規定しているのである。

2 宗教団体と宗教法人

力の関与・干渉・介入を受けない自由)も保障する。

これに対し、「宗教法人」は、宗教団体が宗教法人法により、一定の要件(法二条)を満たし法人となり(法四条)、権利能力を取得したものである(法一条一項)。

ここで、宗教団体が法人格を取得し法人となることも、宗教的結社の自由として保障されている。その帰結として、宗教法人になり難くするような国家行為は宗教的結社の自由の侵害となる。

3 宗教法人法の

力の関与・干渉・介入を受けない自由)も保障する。

これに対し、「宗教法人」は、宗教団体が宗教法人法により、一定の要件(法二条)を満たし法人となり(法四条)、権利能力を取得したものである(法一条一項)。

ここで、宗教団体が法人格を取得し法人となることも、宗教的結社の自由として保障されている。その帰結として、宗教法人になり難くするような国家行為は宗教的結社の自由の侵害となる。

3 宗教法人法の立法目的・趣旨

宗教法人法の立法目的は、信教の自由・政教分離原則を基盤におきながら、宗教団体に法人格を与えることによりその活動を円滑に行えるようにするという点にあるのであって(法一条一項)、宗教団体の宗教活動等に公権力が関与す

ることを目的としたものではない。これは、制定当時から今日に至るまで、一貫した定説ともいえる理念である。

4 宗教法人における「聖」と「俗」

宗教法人の行う宗教上の活動は、宗教団体本来の活動であり、これを宗教法人の「宗教性—聖の面」ということができる。これに対し、宗教法人の行う財産管理など世俗上の活動は、宗教上の活動を支える活動ではあるが、「世俗性—俗の面」といえる。

前者は憲法の規定領域であり、憲法の保障するところであつて、法の規制は及ばない。これに対し、後者は、法の規定領域であつて、法の規制に馴染む。

法は、信教の自由・政教分离の原則を基本とし、法の規制が宗教団体の教義・信仰はもとよりその他の宗教活動な

前者は憲法の規定領域を

ることを目的としたものではない。これは、制定当時から今日に至るまで、一貫した定説ともいえる理念である。

4 宗教法人における「聖」と「俗」

宗教法人の行う宗教上の活動は、宗教団体本来の活動であり、これを宗教法人の「宗教性—聖の面」ということができる。これに対し、宗教法人の行う財産管理など世俗上の活動は、宗教上の活動を支える活動ではあるが、「世俗性—俗の面」といえる。

前者は憲法の規定領域であり、憲法の保障するところであつて、法の規制は及ばない。これに対し、後者は、法の規定領域であつて、法の規制に馴染む。

法は、信教の自由・政教分离の原則を基本とし、法の規制が宗教団体の教義・信仰はもとよりその他の宗教活動な

ど、いわゆる「聖」の側面に対して極力及ばないように神経を注いでいる（法一条二項「憲法で保障された宗教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行ひ、その他宗教上の行為を行ふことを制限するものと解釈してはならない」（基本原則）。八四条、八五条、二五条五項、七八条の二第四項、八四条、一八条六項参照）。

明治憲法下に

ど、いわゆる「聖」の側面に対して極力及ばないように神経を注いでいる（法一条二項「憲法で保障された宗教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行ひ、その他宗教上の行為を行ふことを制限するものと解釈してはならない」（基本原則）。八四条、八五条、二五条五項、七八条の二第四項、八四条、一八条六項参照）。

「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項)」の問題点

—主として信教の自由の観点から—

弁護士・創価大学名誉教授

桐ヶ谷 章



はじめに

現在、文部大臣が行う宗教法人法（以下、「法」という）に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の各認証に關する審査にあたつては、「宗教法人の規則等の認正に関する基準」の規定を遵守する。

しかしながら、日本国憲法を貫く法の支配の原則、信教の自由・政教分離原則を基本理念とした宗教法人法の下で、本件審査基準は定め得るのか。以下において、主として信教の自由の観点からこの問題を検討してみたい。

なり、統制・弾圧が繰り返されてきた。その結果、他の精神的自由を初めとする基本的人権の保障の空洞化を招き、民主主義は破壊され、国家の独裁化に繋がつていったことは、記憶に新しい。

「基準」というが適用され、都道府県知事の上記事項に関する審査もこれに準じて行われている。

本件審査基準は、行政手続法（以下、「手法」という）五条に基づく。同条によれば、行政庁は、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準」を定めるとし、本件審査基準はこの規定に基づいて、文科省が定めたものである。

1 日本国憲法と信教の自由

信教の自由は、近代人権思想の展開において先駆的・中核的役割を果たした極めて重要な基本的人権であり、それを実質的に保障する国家の仕組みとして、国家と宗教を分離する政教分離の原則が確立されてきた。

大日本帝国憲法（以下、「明治憲法」という）二八条にも信教の自由が一応保障されたが、その規定の脆弱性ゆえに、明治憲法下においては、国家による宗教管理が可能と

は、この反省の上に立つて、
信教の自由を何の留保もなく
無条件で保障すると共に（三
〇条一項、二項前段）政教分離
原則に関する詳細な規定を設
けた（二〇条二項後段・三項、
八九条）。その根底には、国家
は宗教には関わるべきではな
い（国家の非宗教性・宗教的中
立性）という基本的な理念が
貫かれてる。

信教の自由の保障とは、宗
教及びそれに関わる行為につ
いて、公権力による干渉・介
入を受けないということであ

法（以下「行手法」といふ）五条に基づく。同条によれば、行政手続は、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するため必要とされる基準」（同法二条）として「審査基準」を定めるし、本件審査基準はこの規定に基づいて、文科省が定めたものである。

を実質的に保障する国家の仕組みとして、国家と宗教を分離する政教分離の原則が確立されてきた。

は宗教には関わるべきではない（国家の非宗教性・宗教的中立性）という基本的な理念が貫かれてる。

として、宗教法人法は、「認証制」を採用した。

ここで、「認証」とは、宗教法人の規則が法令に定める要件を備えているかどうかを審査し、備えているときにその適合性を公に確認する行為（正確には判断の表示）であり、

もとより、宗教の正邪、新旧等の価値判断にわたることは決してしない。認証の効果は、

認証をした所轄庁の意思によつて決まるのではなく、専ら法律の定めるところによるのである（その点が、所轄庁の許可があつて初めて効果が発生する許認可制と異なる）。

そこで、認証に裁量の余地はあるのかが問題となる。この点につき、認証は羈束行為であり、裁量は許されないとするのが通説である。「認可」とは異なる「認証」という独特の概念を採用したということは、信教の自由を保障する

一の侵害（憲法一三条違反）のみならず信教の自由（信仰告白の自由）の侵害（憲法二〇条）にすらなる。そもそも信者の数は宗教団体性と無関係であり、信者数の多少を認証の判断材料にすることは、信教の自由の侵害のみならず平等原則（憲法四条）にも違反する。

(2) 次に、宗教団体の実体について、ア～ウの三点にわたり事務運営、経理及び財産の状況等についての調査・確認をすることとしている（③）。アについて、三年ルールの法的根拠がないことに加え、「当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付」などは、法に規定されていない。

成文の規約がない団体は宗教法人になれないという趣旨であれば、それこそ信教の自由を侵害するものである。ま

くすということが大きな理由であると考えられるので、極めて妥当な見解である。

ため行政府の裁量の余地をなくすということが大きな理由であると考えられるので、極めて妥当な見解である。

以上の基本的視点から、本件審査基準について、考えてみたい。

二 本件審査基準の問題点

1 本件審査基準を設けることが許されるのか

日本国憲法を貫く理念は、「法の支配」の原則である。法の支配とは、國家権力の行使が適正な「法」に基づいてなされるべきという原則である。「法治主義」、「法による行政」等の理念とほぼ同義であつて、行政権の行使には、法の根拠が必要となる。

まず、本件審査基準の前文に「法の規定の外」とあり、既にこの基準自体が「法」の外にあることを自認している。そもそも法の支配の原則

から見て、本件審査基準のようものを策定すること 자체が許されるのかという大きな疑問がある。

次に、仮に行手法五条がその法的根拠であるとしても、同条は宗教法人法に適用されるのか。同条は、許認可等をするかどうかを判断するための基準とあるとおり、裁量を前提の規定である。これは先に見た性質を持つ認証に同じるものではない。

このような問題点があることに加え、個々の基準について、次に述べるような問題点がある。

2 設立に係る規則の認証について

(1) まず、法一三条一項にいう「宗教団体であることを証する書類」として、「過去三年間程度の実績の一覧」の添付を求め写真等の証明資料による確認をすることとした

轄庁（行政権）の恣意的裁量を許しやすく、宗教結社の自由の侵害に繋がる。

(3) ④では、礼拝の施設の「公開性の確保」を検討することについて規定する。礼拝施設

をいかなる態様で使用するかを、宗教活動に関わることであり、非公開を宗是とする宗教団体もあり得る。所轄庁が

教義そのものに関与する虞があり、憲法二〇条に違反する。

(4) ⑤では、「法二条一号団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査すること」としている。

包括・被包括の関係は、被

括関係の設定（宗教法人法上は「種の契約」により成立する）との整合性をどのよう

に説明するのか。「永続性」の概念の曖昧性と相俟つて所

否について、その一覧の添付を求め確認すること、信者の数については、宗教団体としての実態の確認の観点から審査することを規定する（②）。

しかしながら、このようないくすうなものを策定すること自体が許されるのかという大きな疑問がある。

次に、憲法違反が明白である。行政機関が要求することは、信者や宗教教師の一覧の添付など規定していない。そもそも、信者名簿や宗教教師名簿は、事務所に備える名簿にすらならない（法二五条二項）。これを、設立に際し提出させる合理的根拠はない。

加えて、このようなことを行政機関が要求することは、信者や宗教教師のプライバシ

○条違反となる。

(5) ⑥では、「宗教活動以外の活動」についての調査と「主たる目的が宗教活動である」ことの確認を規定する。

宗教団体の「宗教活動」は、多岐にわたる。一般人の目からは非宗教的活動と見えるような活動であつても、当該宗教団体にとつては、重要な宗教活動であるというようなことは、珍しいことではない。宗教活動への関与の余地を残すことにより、所轄庁の宗教活動への関与の余地を残すことになるのは明白である。

(6) 本件審査基準1(3)では、「法令に違反し、公共の福祉を害する行為を行つては、活動等に立ち入つて調査する旨が規定されている。

そもそも、「疑いのある場

「医療と宗教を考える研究会」の経過報告とその意義について

京都クオリア研究所取締役

長谷川 和子



戻る
医療と宗教との接点を深め、医療が抱える社会的課題について「知足」をキーワードとした解決の方策を研究しようとした「医療と宗教を考える研究

なはだ疑問である。とりわけ新しい宗教は、既成の常識とは相容れない要素があり得ることに鑑みるならば、既存の社会からの新宗教拒否の絶好

合」という概念そのものが、行政の恣意の働き易い概念である。

それはさておいて、「社会的に相当」(①)とか「反社会的」「公序良俗」(②)などといふ、一般条項的な概念の判断を所轄庁に委ね、布教方法(①)や活動(②)についての調査を行わせることは、宗教団体のまさに聖の側面に、行政権が極めて恣意的に踏み込む糸口を与えることになり、決して許されるものではない。

(③)についても、「住民等との対立」という曖昧な概念を認証の前提に設定すること自体が問題であるが、仮に対立があつたとして、認証に影響を与える理由になるのか、は

なはだ疑問である。とりわけ新しい宗教は、既成の常識とは相容れない要素があり得ることに鑑みるならば、既存の社会からの新宗教拒否の絶好

戦後復興から高度経済成長、そして世界第2位の経済大国へと急激な成長を遂げた日本は、今、物質的な豊かさを超え、精神的な満足やこころの安らぎを強く求める時代へと転換し、自然科学や医療さえも精神的な活動という観点から再考を求められています。そんな中、1200年の歴史の中で育まれた高い精神性と宗教觀を持つこの京都から新しいパラダイムの転換を起こしたいと、私たちは京都仏教会とともに「宗教都市・京都」の見直しを図ることにしました。日本のこころのふるさとといわれる京都の使命でもあると考えたわけです。

初年度の2010年度には、医療と宗教との接点を深め、医療が抱える社会的課題について「知足」をキーワードとした解決の方策を研究しようとした「医療と宗教を考える研究

の口実になってしまふ虞があり、これに行政権が関わることは、信教の自由・政教分離原則に反する。

(7) 本件審査基準1の(4)では、法六条に規定する公益事業等に言及している。

しかしながら、宗教団体の「主たる目的」と「公益事業」の境界は微妙であり、(1)の内容を審査するということは、宗教活動に対する過度な介入となりかねない。(2)についても、公益事業以外の業務について、それが「主たる目的」を達成するための業務と矛盾するか、これに支障を生じさせれるかの判断のためには、やはり宗教団体の活動内容にかなり深く立ち入って審査する必要がある。所轄庁のこれら

の基準に基づく審査は、行政権の宗教活動に対する過度な介入になりかねない。

布教方法に社会的に不相当な方法を用いたり、暴力的行為、反社会的な活動、公序良俗に反する活動を行う宗教団体や住民と徒に対立するよう

むすびにかえて

会」を発足させました。研究会には宗教者や医療関係者の他、研究者や経済人らが参加し「生老病死」をテーマにしたシンポジウムを計3回開催しました。第1回のシンポジウムで東京大学の大井玄名名誉教授は、終末期医療に長年携わっている立場から「人は死ることで神や仏に同化させることができる。超越的なものに繋がりたいと感じることは自然であり、そのためにも自然が繋がる宗教的な対象を見つけることが大事」と祈りや念佛の意義を強調しました。

また独立型ホスピス薬師山病院の田辺親男理事長は、最期まで『その人らしく』生きる

ことが大事とした上で「自分らしく幸福に死ぬためには、延命治療を望むのか否かなど、生き方同様に死に方も自分で決めることが重要」と指摘しました。

紙面の関係もあるので、「疑い」の恣意性に注意する必要があるという点、及びこれらが基準についても今まで述べたことと同質の問題点を孕むことと同質の問題点を孕むことと同質の問題点を孕むことは割愛する。

3 規則の変更の認証、合併及び解散の認証について

会」を発足させました。研究会には宗教者や医療関係者の他、研究者や経済人らが参加し「生老病死」をテーマにしたシンポジウムを計3回開催しました。第1回のシンポジウムで東京大学の大井玄名名誉教授は、終末期医療に長年携わっている立場から「人は死ることで神や仏に同化させることができる。超越的なものに繋がりたいと感じることは自然であり、そのためにも自然が繋がる宗教的な対象を見つけることが大事」と祈りや念佛の意義を強調しました。

また独立型ホスピス薬師山病院の田辺親男理事長は、最期まで『その人らしく』生きる

ことが大事とした上で「自分らしく幸福に死ぬためには、延命治療を望むのか否かなど、生き方同様に死に方も自分で決めることが重要」と指摘しました。

の口実になつてしまふ虞があり、これに行政権が関わることは、信教の自由・政教分離原則に反する。

(7) 本件審査基準1の(4)では、法六条に規定する公益事業等に言及している。

しかしながら、宗教団体の「主たる目的」と「公益事業」の境界は微妙であり、(1)の内容を審査するということは、宗教活動に対する過度な介入となりかねない。(2)についても、公益事業以外の業務について、それが「主たる目的」を達成するための業務と矛盾するか、これに支障を生じさせれるかの判断のためには、やはり宗教団体の活動内容にかなり深く立ち入って審査する必要がある。所轄庁のこれら

の基準に基づく審査は、行政権の宗教活動に対する過度な介入になりかねない。

布教方法に社会的に不相当な方法を用いたり、暴力的行為、反社会的な活動、公序良俗に反する活動を行う宗教団体や住民と徒に対立するよう

ものでもなければ、ましてや歓迎するものでもない。しかし、それはまずは宗教の側で自律的に行うべきことであつて、国家が事前チェックで排除すべきことではない。その上で、法に触れるような行為があつた場合には、個別・事

改定、今回の本件審査基準の策定は、その危険を孕んでいる。それゆえに、反対する次第である。

一九九五年の宗教法人法の改正、今回の本件審査基準の策定は、その危険を孕んでいる。それゆえに、反対する次第である。

宗教が国家に管理された場合には、精神の自由を初めとする基本的人権は侵害され、民主主義は崩壊し独裁国家が出来する。これは、国内外の歴史的教訓であり、とりわけわれわれの宗教団体の出現を是認する体や住民と徒に対立するよう

が国においては、一世紀にも満たないつい最近の出来事な

のである。

宗教が国家に管理された場合には、精神の自由を初めとする基本的人権は侵害され、民主主義は崩壊し独裁国家が出来する。これは、国内外の歴史的教訓であり、とりわけわれわれの宗教団体の出現を是認する体や住民と徒に対立するよう

が国においては、一世紀にも満たないつい最近の出来事なのである。

宗教が

幸福の国ブータン訪問

京都仏教会 理事
真言宗大覚寺派 覚勝院住職

坂 口 博 翁



京都仏教会理事長、有馬頼底猊下を団長にブータン国を表敬訪問してまいりました。平成22年(2010)11月に國賓として来日されたブータンのジグミ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク国王とジエツン・ペマ王妃は、京都を訪問、そのおり世界遺産・金閣寺を参拝されました。その時、有馬頼底ご住職がご案内をされ、その返礼として訪問されることになりました。私は、表敬訪問団の一員として参加いたしました。世界一幸福な国と言われるブータン国です。興味津々で参加させていただきました。

ブータンとは山が多い、山国を意味するらしいです。私達はブータンと言っていますが、国内では「ドゥク・ユル」(龍の国)と言われています。バンコックからブータンに入る航空機はDrukair、(ロイヤルブータンエアーラインズ)と言います。ブータン国、西北の都市パロに国際空港があり、京都に国際空港があります。京都の都市パロに国際空港が

あります。2000メートルの滑走路を持ついますが着陸は曲芸飛行と思える山間地の空港です。

平成25年11月7日(木)午前5時、バンコック国際空港近くのホテルを出発し、ロイヤルブータンエアーラインズの機中の人となり一路ブータンに向かいました。3時間のフライトで途中インド、アッサム洲のグアハティー村に立ち寄ります。グアハティー村を飛び立ちますと機窓から雪を頂いたヒマラヤの山群が飛び込んで来ます。

興奮状態でパロ国際空港にロイヤルブータンエアーラインズは着陸しました。ブータン国外務省の高官が出迎えに来てくれていました。今回の訪問に際してのブータン国との交渉は、横浜桐蔭大学教授の交渉は、横浜桐蔭大学教授でブータン王国政府の首相顧問をしておられるペマギャルポ氏が担当して下さいました。

食料の自給率は100%と聞きます。昭和34年(1964)、西岡京治氏が海外技術協力事業団の農業技術者としてブータンに派遣されブータン

を引き「倫理委員会に宗教者が入っているのは一般的で、法律家やソーシャルワーカーも加わって余命の過ごし方を決める」と述べ、終末期医療における法の過剰な介入に対して警告しました。

これらのシンポジウムで同研究会座長を務める国立社会保障・人口問題研究所の西村周三所長は「死という問題は、普通の専門家で事が足りることではない。宗教者に最期の時のこころのケアをしてほしい」とした上で「京都はお寺がたくさんあるので、このお寺で終末期医療と関連付けながら地域社会の再生や人との繋がりをつくれないか。」と語りかけました。また日本バテスト連盟医療団の山岡義生理事長は「スピリチュアルなケアは新しいものではなく、本来宗教そのものがこころを癒す役割があった。京都の宗

教者で一緒にスピリチュアルケアの実験をしませんか。」と提案するなど、「死のプロセスにおける協働」の必要性が強調されました。

翌2011年度は、「知足」という価値観を経済学の視座から検討しました。シンポジウムでも、人々の消費行動がモノからこころの豊かさへと変わっている今、これまでの経済成長至上主義に代わる新しいモノサシとして、「知足」を個人レベルとしての考え方でなく社会を変える価値にできないか、と活発な意見交換が繰り広げられました。そして、改めて限りある人間の生命、生老病死を宗教と重ね合わせることにより、まず終末期をはじめとする医療分野で「知足」を拡げる活動を、この京都から始めるなどを確認、医療従事者と宗教者による作業部会をスタートさせま

した。

今、病院や施設で死を迎える人が9割近くに上っており、8割が在宅死だった1950年当時と全く逆転しました。医療の現場で最期まで「その人らしく」生きるため、患者はどうしたらよいのか。作業部会では全ては現状を把握することからと、研究会のご意見番である曹洞宗総合研究センターの中野東禪師をはじめ、京都大学の塙田浩平副学長、バテストの山岡理事長、そして龍谷大学の田中滋教授は、とともにアンケートの作成に着手、今年1月には京都市内の3病院でパイロット調査を実施することになりました。このアンケートでは、患者や家族が、病気に対してどのように取り組み受け入れたか、また「死」に対してどのように考えているか、医療関係者に考えていているか、医療関係者

の関与についてどのように考えるか、一方医療関係者に対する対応は、患者や家族にどのように接し患者らの反応を受け止めたか、延命治療についてどのように考えるかなどの意見調査を行つて、日本人の「治療をめぐる意識」を分析することにしています。患者は、家族は、そして医療関係者はどうしたらよいのか。作業部会では、地域の3病院でパイロット調査を実施することになりました。これは患者や家族、医療現場だけのことではなく、地域コミュニティや各種機関等を巻き込んだこのアンケートでは、患者や家族が、病気に対してどのように取り組み受け入れたか、また「死」に対してどのように考えているか、医療関係者に考えていているか、医療関係者

の関与についてどのように考えるか、一方医療関係者に対する対応は、患者や家族にどのように接し患者らの反応を受け止めたか、延命治療についてどのように考えるかなどの意見調査を行つて、日本人の「治療をめぐる意識」を分析することにしています。患者は、家族は、そして医療関係者はどうしたらよいのか。作業部会では、地域の3病院でパイロット調査を実施することになりました。これは患者や家族、医療現場だけのことではなく、地域コミュニティや各種機関等を巻き込んだこのアンケートでは、患者や家族が、病気に対してどのように取り組み受け入れたか、また「死」に対してどのように考えているか、医療関係者に考えていているか、医療関係者

多すぎるので、2班に分かれ観光に出ました。私は私立の高等学校を訪問しました。1000人の生徒が通つていい高校です。私達を歓迎し、校長の命で生徒全員が校庭に集合し、毎朝学校で修していい「祈り」を厳修してくれました。全員で詠うお祈りの歌、その心地よいメロディーと響きは素晴らしい礼拝でした。もちろんブータンは仏教国で、すから讚仏歌でしよう。頭と助のハーモニーが絶妙です。学生達の敬虔な「祈り」にアーティンの明るい将来が約束されているように感じました。

15時、王宮に招かれ、ワントユク国王に謁見を賜ることができました。王宮の中庭に60人全員が並び、お出ましを待ちました。

全員に言葉をかけられ、実に上品な英語で今回の我々の訪問を歓迎されました。有馬猊下から揮毫「無事」を、森田えり子画伯から絵画「桜」が奉納されました。

(4) お腹が空いてはダメで
経済発展の持続
政教一致政策。心に宗教
を持つて、国民のためにす
なる政治を行うことであ
(3) 良い政治

束の間のブリタニア滞在で、
りましたが強烈な印象と爽や
かな心地を残してくれまし
た。幸福の国ブリタニア訪問に
思うことです。

出発は10時、ティンプー市内が一望出来る高台の大仏を参拝しました。高さ25メートルほどの大仏です。まだ建設途中で大勢の人が働いていました。中国の資本が入って来ていました。中国とのつきあいはいるらしいです。ブータン国にとって中国とのつきあいは重要事項でしょう。まだ国境が北面の国境は完璧に中国領土に接しています。まだ国境が確定しておらず、なし崩しに浸食してきているとも言われています。インド、中国に挟まれた山国、国体を維持するのは難題だと思います。

(1) の指標で示されています。

(2) 伝統文化の維持

独特的の民族衣装を平常生活でも着用するように薦めています。

(3) 環境保護

ブーランには貴重な動植物が現存しています。川の魚も、森の鳥も採取することを禁じられています。野良犬がやたらと多い。

(4) 良い政治

政教一致政策。心に宗教を持って、国民のためになる政治を行うことである。経済発展の持続

お腹が空いてはダメで

る物が同時に存在できている
豊かさだと思いました。
「六大無礙常瑜伽」という
偈頌^{げじゆ}があります。物的な方面
と心的な方面が同時に存在し
ている、真言密教で教えられ
ているあらゆる生きとし生け
るもののが同時に邪魔しないよ
うに存在していることです。
ブータン国はこの姿を表し
ているのではないでしよう
か。

に留まり農業を指導されましたが。外国人としては初の国葬で葬られ、現在も「ブータン農業の父」として敬われています。その西岡京治氏が住まいした住居も拝見することができました。

私は、平成18年（2006）に国際交流基金の招きで来日したブータン国立博物館の館長ブンツォック・タシ氏が大覚寺を訪問され、懇談する機会を頂戴しました。今回の訪問に国立博物館が含まれています。是非館長に執行長として再会したいとたずねましたところ、館長は残念ながら印度に出張中で会えませんでした。

前に枕経を献じました。Sさんは有馬猊下とお親しい大分県日田市相親会の事務局長をしておられたそうです。ブータンと日本とでは生死観が違います。まずお墓がありません。火葬にしてお骨は粘土で作った陶器に混ぜ込み、小さな三角のまんじゅうにして自然に還すということです。故にSさんの棺を誂えることから始めねばなりません。日本に搬送されることになりました。感銘を受けたのは、ブータン国の大統領がSさんの死に哀悼を表せられ、最終日の国王表敬では、王宮内の寺院でSさんの追悼の法要を厳修し、国王自ら灯明を捧げSさんの冥福を祈られたことであります。

ねられ、往生されました。これは仏様のお導きだ」と諭されたのです。

哀しみを乗り越えて一行はパロから首都ティンプレーへ移動しました。パロ・ティンプレー、ハイウエイ、山岳の渓谷を走ります。1時間半のバスの旅、首都ティンプレーに到着しました。素晴らしい青空、乾燥した空気、朝は日本の真冬並みの寒さです。冬期は雨が降らないそうです。「3月まで雨が無いでしよう」とガイド君の説明でした。

ティンプレーでの最大の行事は国王への謁見と首相への表敬訪問です。まず到着の日は国会議事堂見学と首相への表敬訪問を行いました。ブータンの国政も鎖国をしていましたが、実際に複雑な経験をたどりま

議会奥にある首相接見の間に有馬猊下と僧侶7人の代表が通されました。ジグメ・スタンレー首相自らの出迎えでした。京都仏教会からブータン国の歴史的建造物「ワンドュ・ポタン・ゾン」の焼失の見舞い金342万円を贈呈しました。また有馬猊下の書と共に、広島の市民団体「被爆アオギリ里子運動」から委託された爆心地1.3キロで被爆したアオギリの種100粒を首相に手渡しました。

ンの米作り政策に貢献されました。国王より「ダシヨー（最高の人）」の称号を授与されています。平成4年（199

な事が重なつたようです。
翌朝、首都ティンパーに移動する日でしたが、有馬猊下と僧侶7人でSさんが入院さ

仏教徒です。身を獻じて幸福を得る。仏様に完全に委ねるのです。国王はSさんの死を嘆くのではなく、「Sさんは

現首相のツエリン・トブゲイ氏は、平成20年（2008）に導入された立憲君主制、議院内閣制で任命された初の民

東寺音舞台



事業・活動報告

平成二十五年一月一日～平成二十五年十二月三十一日

*は当会主催の行事・会合

六月十八日	国際仏教興隆協会設立五十周年・印度山日本寺開山四十周年記念式典列席	於 知恩院
* 六月二十日	平成二十五年度理事・評議員合同会議開催	於 承天閣美術館
六月二十一日	「明日の京都文化遺産プラットフォーム」理事会出席	於 立命館朱雀キャンパス
六月二十九日	京都府における宗教法人活性化推進会議出席	於 知床
七月十九日	京の七夕実行委員会・幹事会出席	於 京都府庁
七月二十日	第十二回国家と宗教研究会開催	於 承天閣美術館
七月二十二日	ヒバクシャ展日本外国特派員協会記者会見出席	於 東京・外国人記者クラブ
* 七月二十三日	医療と仏教（宗教）考える会開催	於 御所雲月
七月二十七日	第六十三回法隆寺夏季大学出席	於 法隆寺
七月二十七日	京都中央葬祭業協同組合創立四十周年記念式典出席	於 ホテルグランヴィア京都
* 七月二十九日	参勤僧会議開催	於 千院門跡
七月三十一日	三千院門跡小堀光栓門主本葬参列	於 南禅寺順正
八月 三日	京の七夕開会式出席	於 二条城東大手門前
八月 六日	ヒバクシャ展開会式出席	於 承天閣美術館
* 八月十六日	たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈大護摩供法要	於 清水寺南苑
* 八月二十九日	『京佛』夏季号会報発送	於 京都佛教会事務所
八月二十九日	宗教法人関係者南部地域人権問題研修会出席	於 京都府立総合社会福祉会館
九月 五日	文化財を守り伝える京都府基金補助事業会議出席	於 京都府庁
九月 六日	J R委員会出席	於 京都東急ホテル
九月 六日	京都観光宣伝協議会総会出席	於 京都東急ホテル
九月十一日	宗教法人関係者北部地域人権問題研修会出席	於 みやづ歴史の館中央公民館
九月十四日	東寺音舞台開催	於 深草墓園
九月十七日	中宮寺門跡写真出版祝賀会出席	於 東寺
九月十九日	近畿宗教連盟常任委員会出席	於 リーガロイヤルホテル京都
九月十九日	京都府宗教連盟常任委員会出席	於 立正佼成会京都普門館
* 十一月二十二日	近畿宗教連盟奈良総会出席	於 立正佼成会京都普門館
* 十二月 二日	参勤僧会議開催	於 嵐山花灯路開会式出席
* 十二月 五日	成道会・永年勲績表彰開催	於 净土宗宗務講堂
* 十二月十一日	第十三回国家と宗教研究会開催	於 薬師寺
* 十二月十四日	文化材用材確保の為の有識者会議記念式典出席	於 泉涌月
十一月十九日	光の音符JICA草の根技術協力事業終了報告会出席	於 承天閣美術館
十一月二十二日	近畿宗教連盟奈良総会出席	於 嵐山花灯路開会式出席
* 十二月 二日	参勤僧会議開催	於 御所雲月
* 十二月十四日	京都文化遺産会議記念式典出席	於 京都國際ホテル
十一月十九日	光の音符JICA草の根技術協力事業終了報告会出席	於 京都文化博物館
* 九月二十七日	秋季彼岸焼骨灰供養法要開催	於 永觀堂禪林寺
九月二十八日	宗教と科学技術懇話会出席	於 東寺
九月二十九日	建仁寺「桑」フォーラム出席	於 建仁寺
十月 一日	京都検定施行十周年記念式典出席	於 八坂神社
十月 九日	相国寺方丈修復落慶法要列席	於 相国寺
十月 九日	承天閣美術館三十周年記念・円山応挙展開会式出席	於 承天閣美術館
十月 一日	京都検定施行十周年記念式典出席	於 京都府庁
十月 十日	仏教クラブ創立五十周年記念「平和を祈る音楽法要」出席	於 立命館朱雀キャンパス
十月 二十日	相国寺方丈修復落慶法要列席	於 京都コンサートホール
十月十五日	京都市自治記念式典出席	於 京都コンサートホール
十月十六日	全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会出席	於 高野山大学黎明館
十月二十日	明日の京都文化遺産プラットフォーム第三回フォーラム出席	於 立命館大学朱雀キャンパス
十月二十一日	相国寺開山毎歲忌法要列席	於 相国寺法堂
十一月 一日	全日本仏教会Inter Faith日本実行委員会出席	於 立正佼成会京都普門館
十一月 五日	ブータン訪問	於 ブータン王国
十一月十三日	仁和寺立部祐道門跡晋山式列席	於 仁和寺金堂
十一月十三日	京都・花灯路推進協議会幹事会出席	於 京都商工會議所
十一月十五日	京の七夕寒行委員会幹事会出席	於 京都府役所
十一月十八日	宗教法人関係者人権問題研修会出席	於 京都府立総合社会福祉会館
十一月十八日	大阪府仏教徒大会会場説演	於 ホテル日航大阪
十一月十九日	全日本仏教会理事会出席	於 浄土宗宗務講堂
十一月二十二日	近畿宗教連盟奈良総会出席	於 薬師寺
* 十二月 二日	参勤僧会議開催	於 御所雲月
* 十二月十四日	京都文化遺産会議記念式典出席	於 京都国際ホテル
十一月十九日	光の音符JICA草の根技術協力事業終了報告会出席	於 京都文化博物館

平成二十五年度	
一月	七日 西陣織工業組合新年総会出席
一月十二日	京の美食委員会馬頬底理事長出席
一月二十三日	大阪仏教同友会新年総会出席
一月二十四日	宗教と政治検討委員会開催
一月二十五日	京都府における宗教法人活性化推進会議出席
一月二十六日	京都府中央葬祭業協同組合新年会出席
一月二十九日	京都市中央斎場のあり方検討委員会出席 於 京都市消費生活総合センター
一月三十日	全日本仏教会理事会出席
一月三十一日	DNPミュージアムラボ第1回展内覧会出席 於 大日本印刷DNP五反田ビル
二月十三日	京都府宗教連盟常任委員会出席
二月十四日	花灯路推進協議会幹事会出席
二月二十一日	京都市観光協会企画委員会・部会合同会議出席
三月一日	京都市フィルム・オフィスアドバイザーハイツ会議出席
三月七日	「情報通信でつなぐ祈りの場」列席
三月八日	京都・東山花灯路二〇一三オープニング出席
三月十一日	岩手県芦北町・盛岡市へ馬頬底理事長寄附金贈呈
三月十三日	JR東海「醍醐寺に想いを寄せて」世界遺産対談開催
三月十五日	春季彼岸焼骨灰供養法要開催
三月十八日	京都市觀光協会理事会出席
三月二十一日	岩手県芦北町・盛岡市へ馬頬底理事長寄附金贈呈
三月二十四日	京都市深草墓園春季慰靈式典開催
三月二十五日	京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席
三月二十六日	京都市・新潟市観光・文化交流宣言調印式出席
三月二十九日	古典の日推進委員会総会出席
四月	二日 「観世宗家展」開会式出席
四月	三日 妙顕寺伎楽人法要列席
四月	八日 おしゃかさまを讀える夕べ開催 於 A.N.Aクラウンプラザホテル京都
四月二十三日	京都府宗教連盟平成二十四年度常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館
四月二十三日	京の七夕実行委員会幹事会出席
四月二十四日	ことばはなまつり開催
四月二十四日	全日本学生音楽コンクール受賞者奉納コンサート出席
四月二十六日	京都仏教幼稚園協会はなまつり園児大会出席
五月二十一日	教王護国寺砂原秀遍長者米寿お祝いの会出席
五月二十二日	慈照寺開山忌列席
五月二十二日	第六十三回社会を明るくする運動京都推進委員会出席
五月二十二日	宗教と政治検討委員会開催
五月二十三日	京都市観光協会理事会出席
五月二十四日	京都府宗教連盟委員会(総会)出席
五月二十七日	清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席
五月二十七日	京都国際現代芸術祭組織委員会設立総会出席
五月二十八日	日田西山妙音弁財天法要列席
五月二十九日	全日本仏教会理事会出席
六月六日	京都花灯路推進協議会幹事会出席
六月十日	京都市觀光協会平成二十五年度定期総会・理事会出席
六月十一日	大阪仏教同友会出席
六月十四日	第八十八回理事会開催
六月十八日	京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席

●仏教会報告●

〔七月十九日〕

〔七月十九日〕

京都府における宗教法人活性化推進会議が京都府文化環境部会議室において開催された。

この会議は所轄庁が不活動宗教法人の実態を把握することを主目的としているが、その不活動の定義も難しいし、行政が宗教活動の布教活性化はそれぞれの宗教 자체の存在が問わることに等しいことを私どもも理解すべきである。同会議は最終年度の三年目に入り、京都府は「百余」あるとされる不活動法人のほぼ半数の調査を終え、六件がリストから抹消された。(府所轄の宗教法人数は二十三年十二月末現在で五千六百十二)

当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、荒木元悦常務理事が出席した。

〔七月二十日〕

〔七月二十日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

平野武氏(龍谷大前教授)が「宗教法人の認証の厳格化」をテーマに講演。国の宗教政策の「積極的政策化」が信教の自由の縮減につながる危険性を指摘した。出席者からは「設立認証の厳しさと宗教法人が売買の対象とされる理由であり、行政の言う厳格化は宗教法人法からの脱法化だ」などの厳しい批判が相次いだ。また「宗教法人法の厳格な順守と言う意味での厳格化こそ必要だ」との主張を提起した。



●仏教会報告●

諸会議

◆京都府における宗教法人活性化推進会議

年度事業計画等について審議された。
当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

〔七月十九日〕

〔七月十九日〕

京都府における宗教法人活性化推進会議が京都府文化環境部会議室において開催された。

この会議は所轄庁が不活動宗教法人の実態を把握することを主目的としているが、その不活動の定義も難しいし、行政が宗教活動の布教活性化はそれぞれの宗教 자체の存在が問わることに等しいことを私どもも理解すべきである。同会議は最終年度の三年目に入り、京都府は「百余」あるとされる不活動法人のほぼ半数の調査を終え、六件がリストから抹消された。(府所轄の宗教法人数は二十三年十二月末現在で五千六百十二)

当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、荒木元悦常務理事が出席した。

〔七月二十日〕

〔七月二十日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

平野武氏(龍谷大前教授)が「宗教法人の認証の厳格化」をテーマに講演。国の宗教政策の「積極的政策化」が信教の自由の縮減につながる危険性を指摘した。出席者からは「設立認証の厳しさと宗教法人が売買の対象とされる理由であり、行政の言う厳格化は宗教法人法からの脱法化だ」などの厳しい批判が相次いだ。また「宗教法人法の厳格な順守と言う意味での厳格化こそ必要だ」との主張を提起した。

◆医療と仏教(宗教)を考える会

〔七月二十三日〕

医療と仏教(宗教)懇談会を御所雲月にて開催した。

数々の研究小冊子発行やシンポジウムの開催等を年々行つてきたり、今年度はいよいよ「患者」「患者の家族」「医療関係者」の三様のアンケート調査を実施する。パイロット調査として京都バブテスト病院、民医連の二病院が候補にあげられた。

この日は、三様のアンケート調査の内容について田中滋龍谷大学教授(社会学)より説明があり、出席者による最終検討会が行われた。

◆参勤僧会議

〔七月二十九日〕

現在参勤從事各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。この日は南禅寺順正にて、お盆期間の参勤体制が話し合われ、その後懇親会が行われた。

◆文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金事務局調整会議

〔九月五日〕

京都府は、文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金調整会議を京都府庁にて開催した。

◆宗教法人関係者南部地域・北部地域人権問題研修会

〔八月二十九日・九月十一日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成二十五年度宗教法人閑

京都府は、文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金調整会議を京都府庁にて開催した。

「平成二十四年度文化財を守り伝える京都府基金の取り組みについて」「平成二十五年度文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金案について」報告、審議され、歴史的建造物など有形文化財の保存・修理事業に九箇所、地震・火災等から有形文化財を守る事業に七箇所、文化財保護のこころを育む事業に三件が候補

●仏教会報告●

◆全日本仏教徒会議 和歌山・高野山大会

[十月十六日・十七日]

全日本仏教会は、第四十二回「全日本仏教徒会議」和歌山・高野山大会を「宗教と環境」をテーマに十六、十七の両日、高野山大学黎明館にて開催した。

参加宗派による合同法会や基調講演、シンポジウム、記念式典

◆花灯路推進協議会幹事会

[十一月十三日]

第二回幹事会が京都商工会議所にて開催された。

として挙げられた。今後は、文化財所有者等と細部調整が行われる。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆京都府宗教連盟常任委員会・近畿宗教連盟常任理事会

京都府宗教連盟常任委員会が立正佼成会京都普門館にて開催された。

平和祈念の黙祷後、議案事項として、「平成二十五年度近畿宗教連盟第六十五回奈良総会開催要項」「Inter Faith 駅伝」について審議され承認された。

続いて、近畿宗教連盟常任理事会が開催された。議案事項として「奈良総会開催要項案」「平成二十五年度近畿宗教連盟奈良総会議案書案」について審議された。

[九月十九日]

（社）京都市観光協会によるJR委員会および京都観光宣伝協議会にて開催された。

「平成二十四年度事業報告並びに決算報告」「平成二十五年度事業計画案並びに予算案」について協議され、承認された。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆JR委員会

[九月六日]

（社）京都市観光協会によるJR委員会が京都東急ホテル京都にて開催された。

「平成二十四年度事業報告並びに決算報告」「平成二十五年度事業計画案並びに予算案」について協議され、承認された。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆京都観光宣伝協議会総会

[九月六日]

（社）京都市観光協会・JR委員会および京都観光宣伝協議会の総会が京都東急ホテルにて開催された。

「平成二十四年度事業報告・収支報告並びに監査報告」について、「平成二十五年度事業計画案・収支予算案」について審議された。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆宗教と科学技術懇話会

[九月二十八日]

立命館大学理工学部が主催し、宗教と科学技術懇話会が東寺にて開催された。特別拝観の後、砂原秀遍猊下の講話、続いて、頼富本宏師（実相寺住職）による基調講演会が開催された。また、坂根政男氏、宮野尚哉氏（立命館大学理工学部教授）、兵藤友博氏（立命館大学経営学部教授）がパネリスト、津田雅也氏（立命館大学招聘教授）がファシリテーターとして、パネルディスカッションが行われた。

東寺からは砂原総務部長、当会からは長澤香静事務局長が出席した。

などが行われ、「自然との共生」を目指すとの大会宣言を採択して閉会した。高野山での開催は第一回の会議以来、六十年ぶり。次回は平成二十七年に松山市で開催される。

当会からは吉田清順評議員が出席した。

◆全日本仏教会 Inter Faith日本実行委員会会議

[十一月一日]

Inter Faith日本実行委員会は一月十六日開催の京都マラソニーに併設されるInter Faith駅伝開催に向け、第一回会議を立正佼成会普門館にて開催した。宗教間交流を目指したマラソン大会であり、宗教間の争いが絶えないヨーロッパが発祥とされる。日本開催は初めてで、開催地として京都が選ばれた。全日本仏教会が事務局となり海外からの宗教者の出走者のアーティストや歓迎会を行う。京都府宗教連盟は後援する。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。



◆世界ヒバクシヤ展 日本外国特派員協会記者会見

〔七月二十一日〕

ヒバクシヤ展の開催を前に東京外国人記者クラブに於いて日本外国特派員協会記者会見が行われた。

有馬頼底理事長は、「世界ヒバクシヤ展の京都開催の経緯や、仏教には「誓願」という言葉があり、苦悩にある人を救う」という教えがある。外国の記者方がそのことをご認識され、自国にて報道して下さることで、二度とこのような惨事は繰り返してはならぬ、と世界中の人々が、認識していただければ幸いです。」と話をした。

◆第六十三回法隆寺夏季大学

〔七月二十七日〕

法隆寺において七月二十六日から四日間夏季大学が開催された。法隆寺は聖徳太子の理想に基づく「一仏大乗」の聖地にして、日本仏教の源流でもあり「法隆学問寺」と称されるところから、

◆三千院門跡門主本葬

〔七月三十一日〕

長年、三千院門跡の門主として尽力された小堀光栓大僧正が遷化され、この日、本葬が執り行われた。当会では三千院音舞台でも多大なるご協力を得、また地元大原の発展にも貢献された。

当日は荒木元悦常務理事、長澤事務局長が列席した。

人の来場者を迎えた。況となつた。

期間中、清水寺をはじめ高台寺・圓徳院・六道珍皇寺・清明神社・貴船神社・石清水八幡宮・八坂神社の各寺社において特別拝観等行われた。

◆京の七夕開会式

〔八月三日〕

「一年に一度願い事をする」という七夕にちなんで「願い」をテーマに京都の新たな夏の風物詩「京の七夕」が十二日まで十日間、開催された。

四回目を迎えた今夏も、堀川・鴨川の川辺を幻想的な光が灯された。二条城前から元誓願寺通りまでライトアップし、参加者がLED（発光ダイオード）を埋め込んだ光るボール（いのり星）を堀川に放流し「光の天の川」を演出。五条から二条にかけての鴨川沿いでは納涼床七夕大笪飾りや鴨川左岸の川面と護岸に幻想的な映像を投影。伝統産業品とLEDを組み合わせた大規模な光の演出や友禅流しの実演等が実施された。竹と光のアート作品、京友禅工房の体験、和装振興企画等開催され、十日間で七十四万



◆ヒバクシヤ展開会式

〔八月六日〕

相国寺山内承天閣美術館にて「世界ヒバクシヤ展」が開催された。

六人の日本人写真家が撮影した、広島や長崎をはじめ世界各地で被爆した姿を伝える写真、東京電力福島第一原発事故後の写真等約七十点を展示。敗戦から七十年の二〇一五年まで世界各地で催し、世界の人々の核被害への関心を高め、核のない世界を目指す

多数の一般市民の参加もあり毎年夏季に開催され今回で六十三回目となる。

今回、浄土宗西山禪林寺派管長・總本山永觀堂禪林寺中西玄禮法主が「日本仏教の三本柱」と題し第四講を務めた。会場は溢れる人々で満堂となり、熱心にメモをとる姿が多く見られた。

●仏教会報告●

◆京都中央葬祭業協同組合創立四十周年記念式典

〔七月二十七日〕

京都中央葬祭業協同組合は創立四十周年を迎え記念式典をホテルグランヴィア京都にて行った。

全日本葬祭業協同組合連合会顧問弁護士の小川治彦氏が「会員制度の解約手数料問題」を、続いて、清水寺貫主森清範氏が「祈り」と題し記念講演を行った。

出席した有馬頼底理事長は、「培われたこの四十年は、今後さらに発展し、多くの人々の心の安寧に寄与することと確信しています。」と祝辞を述べた。

京都中央葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国の葬祭業の中心となつて活動しており、当会とは永きにわたり、春秋彼岸の焼骨灰供養法要を共催で執り行つている。

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

ヒバクシヤ展は九月八日に終了し、十月末からは韓国と台湾へ招かれ、写真の展示をした。

当日、オープニング会場に参列した門川京都市長は「宗教都市京都から平和を発信する有意義な展覧会であり多くの人が訪れてほしい」と挨拶した。



◆ たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈 大護摩供法要

〔八月十六日〕

京都府神社庁と京都仏教会による「たなばた願文お焚き上げ」が清水寺南苑にて執り行われた。

聖護院門跡宮城泰年門主を導師に、吉田神社三木善則宮司を斎王に、神職と修驗者が出席し、全国から寄せられた短冊（たなばた願文）のうち約五千枚が盛大に焚き上げられ、今日の夏空にそれぞれの思いが託された。

続いて、本年で第二十五回を迎えた恒例の当会主催盂蘭盆会採燈大護摩供法要が営まれた。



◆ 京都市深草墓園秋季慰靈祭

〔九月十四日〕

例年になく暑い日が続く中、今回は、妙蓮寺の御奉仕のもと伏見深草墓園にて秋季慰靈式典が厳かに執り行われた。

門川大作京都市長、京都府宗教連盟役員らが出席し、代表焼香の後、約千人の遺族が次々と焼香し故人の冥福を祈った。

なお、京都市深草墓園は京都市のお墓として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取り扱いとして市民の利用に供しており、現在では約九千体の御靈が宗教宗派の区別なく合祀されている。今回で百十回を数える。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、吉田清順評議員、長澤香静事務局長が列席した。

◆ 東寺音舞台

〔九月十四日〕

二十六回を迎える「音舞台」は現在、当会及び毎日放送主催、大和証券グループの協賛、日本航空の協力を頂きシリーズ化された。

今では古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなつた。

本年は、東寺で開催され、金堂前に特設ステージを設けた。

◆ 中宮寺門跡写真出版祝賀会

〔九月十七日〕

鮮やかにライトアップされた五大堂と金堂を背景に美しい音色が響き渡り「東洋と西洋の出会い」が美しく繰り広げられ幻想的な空間に満席の観客らは酔いしれた。

ロシア出身、傑出した才能を持つソプラノ歌手エヴァ・マリ。多彩な歌声と幅広い音域と類まれな才能をもち今後の活躍が多方面から注目されている若手アーティスト。五年ぶりに活動を再開し、のびやかな歌声と歌唱力で聞くものを魅了し続けている歌手、華原朋美。二〇〇八年二月、日本人として初めて、アメリカ・ロスアンジェルスの黒人教会で奇跡の子と称される伝説のパフォーマンスを披露し、黒人教会二二〇年の歴史を変えたと賞賛を受けた福原美穂。クラッシックはもちろんロックやポップス、ジャズ、日本の民謡に至るまで、様々なジャンルを自在に操る、実力派ヴォーカル・グループ、ル・ヴエルヴエツ。一人一人がソリストの個性派揃いのプロの合奏団、京都フィルハーモニー室内合奏団。尺八、トルコやギリシャの民族楽器、竹マリンバ、二十弦箏の伝統楽器と、シンセサイザーの融合を基調としたインストゥルメンタル・パフォーマンス・ユニット、夢幻華紋。年齢・性別・国籍、すべてを超えた独自の音楽世界を持つ寺尾仁志 with human more。

本年も福祉施設で作成された護摩木約二万本に皆様の願いが書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願いを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参拝者らは、それぞれの思いを込めて熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなくいつまでも続いた。



●仏教会報告●

ご入寺され五十年をお迎えになられた中宮寺門跡日野西光尊猊下が、ご入寺より色々の出来事の写真を纏めになり、写真集「法燈を守り続けて、写真で綴る入寺五十年のあゆみ」を出版され、祝賀会がリーガロイヤルホテル京都にて行われた。奈良、京都から多くの方が集まれ、昔話に話がつきず和やかな会となつた。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が出席した。

臨済宗相国寺派大本山相国寺は方丈保存修復落慶法要を有馬頼底管長の導師のもと営まれた。相国寺以外の京都五山の方丈は他寺からの移転等に対し相国寺は本山方丈として建立されたものとして最古。一八〇七年の上棟で本格的修理は初めてとなる。方丈内には伊藤若冲が書いた動植綵絵のコロタイプ複製三〇幅が釈迦三尊三幅対と共に掛けられ江戸時代の觀音懺法の莊嚴を再現し

◆相国寺方丈落慶法要

〔十月九日〕

パネリストに市田ひろみ氏、羽田美智子氏（女優）、平林幸子氏（京都中央信用金庫専務理事）、丸尾真哉氏（JTB西日本常務取締役）。コーディネーターに山尾純也氏（らくたび代表取締役）を迎える「京都あるき・その魅力（おもてなし向上のために）」をテーマに京都の街で出会う奥深い魅力の一端に触れながら、「京のおもてなし」と京都検定の役割について語った。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆京都検定施行十周年記念式典・シンポジウム

〔十月一日〕

京都商工会議所は、今年京都検定十周年を迎えるにあたり今後の発展へ向けて記念式典ならびにシンポジウムを八坂神社常盤宸殿にて開催された。

浄土宗西山禅林寺
派久我儀昭宗務總長

秋彼岸にあたり淨土宗西山禅林寺派總本山・永觀堂禪林寺本堂において京都仏教會、京都中央葬祭業協同組合の共催による恒例の秋彼岸供養法事が営まれた。

浄土宗西山禅林寺
派久我儀昭宗務總長

●仏教会報告●

◆秋季彼岸 焼骨灰 供養法要

〔九月二十七日〕



◆建仁寺「桑」フォーラム

〔九月二十九日〕

NPO法人京都マルベリー協会が大本山建仁寺において桑の魅力を京都から発信しようと「桑」マルベリーフォーラムを開催した。

「喫茶養生記」でお茶同様桑の効用などを伝えた建仁寺栄西禅師の遺徳を顕彰しようと今年で九回目。建仁寺派庶務部長浅野全雄師が「喫茶養生記」に書かれた桑の効用や食し方をユーモアも交えて紹介した。西陣織工業組合理事長渡邊隆夫氏、前京都市長舛本頼兼氏が桑について講演、その後日本舞踊の奉納と参加した二百名は養生記に記載されている桑がゆの作り方や食べ方等熱心に聞き入った。

当会からは、荒木元悦常務理事・長澤香静事務局長が出席した。

◆承天閣美術館三十周年記念・円山応挙展開会式

〔十月九日〕

三十周年を迎えた相国寺承天閣美術館の記念展「円山応挙展－相国寺・金閣寺・銀閣寺所蔵」の開会式が行われた。

承天閣美術館は昭和五十九年会館。相国寺、金閣寺・銀閣寺や他の塔頭に伝わる美術品を受託し、保存、展示公開してきた。記念展は承天閣美術館が所有する円山応挙と円山四条派の作品を展示され期日は十二月十五日まで。十二月二十一日からは障壁画を中心に行はれ期日は平成二十六年三月二十二日まで。

◆仏教クラブ創立五十周年記念 平和を祈る音楽法要

〔十月十日〕

京都を中心とする宗派を超えた僧侶の親睦団体、仏教クラブの

の法話の後、浄土宗西山禅林寺派管長中西玄禮猊下導師のもと山内ご出仕により彼岸供養法事が厳修された。

雲一つない青空でやさしい日差しの中約千五百人の参拝者を迎え、御影堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は長く続いた。

●仏教会報告●

創立五十年を記念し「平和を祈る音楽法要」が京都コンサートホールで開催された。会長の清水寺森清範貫主が導師のもと法要が営まれ、世界平和や東日本大震災の被災地復興を祈った。その後、さだまさし氏によるチャリティーコンサートが行われた。

当会からは、徳久恵里事務職員が出席した。



「ぜひブータンへお越し下さい」とのお言葉がありご答礼の意を込め、今回の訪問となつた。

まず、ティンプレーの首相府を

訪れ、首相を表敬し、昨年六月に火災で焼失したワンドュ・ポダン・ゾンという寺院への見舞金三百四十二万円を手渡し、市民団体「被爆アオギリ里子運動関西事務所」より託された被爆アオギリの種子、福島で国王と会つた高校生が書いた国王宛の手紙二通も添えた。

翌日、国王の執務室があ

る中央行政府舎でブータン仏教の総本山でもあるタンチョ・ゾンで国王と謁見、仏教副法主のドルジ大僧正とも会見した。

国王へ有馬頼底理事長より墨蹟を、日本画家の森田りえこ氏より桜の絵を献上し、大僧正には清水寺より、福島県陸前高田市で被災した木で

◆成道会・永年勤続住職表彰

〔十一月五日〕

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成

道会が総本山泉涌寺にて厳修された。

泉涌寺上村貞郎長老御導師、御一山僧侶の出仕、当会役員随喜のものと舍利殿にて厳かに法要が営まれた。

続いて永年勤続五十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、京都府山内修一副知事よりそれぞれに賞状と記念品が授

●仏教会報告●

◆明日の京都文化遺産プラットフォーム 第三回フォーラム

〔十月二十日〕

明日の京都文化遺産プラットフォーム第三回フォーラムが立命館大学朱雀キャンパスホールにて開催された。

藤舎名生氏による横笛演奏が行われ、続いて、コーディネーターに松浦晃一郎氏（会長・前ユネスコ事務局長）、パネリストに山折哲雄氏（宗教学者）、門川大作氏（京都市長）、森本幸裕氏（京都学園大学バイオ研究学部教授）を迎えて、「京の景観について考える」と題しパネルディスカッションが行われた。

京都は平成十九年九月、歴史都市の優れた景観を守り、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、屋外広告物の規則等を全面的に見直した「新景観政策」を実施し、取り組んでいる。来年は「古都京都の文化財」が世界文化遺産に登録されて二十年目の節目の年でもあり、それらをふまえ、人類共通の財産で

ある世界遺産をはじめとする京都の文化財や伝統文化について自然を生かした先人の知恵や現代の法律などを取り上げ、未来に引き継ぐ景観について語り合つた。

当会からは、北園文英理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ブータン王国訪問

〔十一月五日〕

平成二十三年十一月十九日の早朝、鹿苑寺金閣へブータン王国からワンチュク国王とジェツン・ペマ王妃がお越しになつた折、国王より



彫った聖観音像を贈った。その後、タンチョ・ゾンの仏殿において有馬頼底理事長が導師を勤め平和祈願法要を執り行つた。

◆仁和寺晋山式

〔十一月十三日〕

真言宗御室派総本山仁和寺にて立部祐道・第五十世門跡の晋山式が執り行われた。国宝の金堂で営まれた法要には歴代門跡はじめ各界からの来賓が参列。立部門跡は、宝前に晋山啓白文を奉読し、世界遺産でもある仁和寺の隆昌、発展に精進することを誓つた。

当会からは、長澤香静事務局長が参列した。

●仏教会報告●

●仏教会報告●

与された。

表彰式の後は本坊客殿にて祝宴が営まれ、表彰者を代表して五十一年表彰の渡邊敏彦師から「五十年前と世の中が変わってきておりますが仏教の教え、祝詞の教えを伝えていかねばと最近思う次第でございます。支えて下さった方々に感謝です。」と謝辞が述べられた。

尚、表彰を受けられた方々は次のとおり。

●永年勤続住職知事表彰者（五十年）

渡邊敏彦師	佛南寺	臨済宗妙心寺派
都筑玄恒師	龍華院	天台宗
荒田忠雄師	正福寺	淨土宗西山禪林寺派
佐伯惠覺師	極樂寺	淨土宗西山禪林寺派
越後義昭師	長橋寺	臨濟宗妙心寺派
山本順暁師	磯觀音寺	真言宗泉涌寺派
仙石泰山師	萬壽院	黃檗宗
刀根信僮師	紫雲院	黃檗宗
平塚景堂師	養源院	臨濟宗相國寺派



〔十二月十四日〕

この日から十二月二十三日までの十日間、嵯峨・嵐山界隈で「京都・嵐山花灯路」が開催された。

この「嵐山花灯路」は京都の活性化と観光振興に寄与するため二十世紀の新たな風物詩としての「京都・花灯路」をと、京都府、京都市、京都商工会議所、京都文化交流コンベンション、京都市観光協会、京都仏教会など

が参画して京都花灯路推進協議会を結成、すでに定評となつた「東山花灯路」に続く事業で今年で九年目。



◆京都・嵐山花灯路開幕式

桑村信慶師	法光寺	顯本法華宗
大道無礙師	東光寺	臨濟宗東福寺派
岩佐寛海師	梅巖寺	曹洞宗
中嶋曉道師	高源寺	臨濟宗妙心寺派
河口研仁師	無量寺	臨濟宗妙心寺派
一常玄裕師	養泉寺	臨濟宗南禪寺派

〔十二月十八日〕

嵯峨・嵐山地域の自然、水辺、竹林や歴史的文化遺産、景観などをいかし、日本情緒豊かな陰影のあるLED電球を使用した約二千五百基の露地行灯の「灯り」とボリューム感のあるいけばな作品の「花」で、「思わず歩きたくなる路」を演出。

今年は、昨年の九月の台風一八号で浸水した中之島公園で開幕式を行い、全国から寄せられた多くの声援に対し地元の小学生、中学生による、作文や和太鼓演奏を感謝の気持ちを込めて披露した。期間中各種催しが開催され、また、周辺社寺においても夜の特別拝観も行われた。

午後五時から午後八時三十分の間点灯され、期間中一一〇万一千人の観光客らが初冬の夕暮れ散策を楽しんだ。



◆光の音符JICA草の根技術協力事業報告

〔十二月十九日〕

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議は、文化材料を育てよう五周年記念のシンポジウムを開催した。

第一部では、「社寺建築、その技あれこれ」と題し鳥羽瀬公二氏（堂官大工）による講演。続いて、「社寺建築、今むかし」と題し内田祥哉氏（東京大学名誉教授）と伊藤延男氏（工学博士）による対談が行われた。

第二部では、二〇〇年後の為に「文化材の修理用材」となる木

ド・マンバイ市のスマートラムにおいて貧困やハンセン病等の病気のため学校教育の機会を得られない子ども達のための識学教育の場所である「光の音符」を運営している。二〇一一年一月よりインド・マンバイ市のスマートラムで継続してきた「JICA（国際協力機構）草の根技術協力事業」として子供達に音楽やダンスを教え、心身の自立向上の手助けと音楽指導者育成が十二月で終了し、その報告会と記念コンサートが行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

心和むひととき……
名物ゆどうふ
南禅寺 いのひ

左京区南禅寺門前 TEL(075)761-2311
FAX(075)751-8812

清水順正おかべ家
清水寺門前………TEL(075)541-7111
祇園円山かがり火
円山公園駐車場前…TEL(075)541-0002



石のカウンセラー
株式会社 石枝



みやこ 遠近を問わず
お伺い致します
(見積り無料)

☎ (075)491-4114(代) FAX(075)491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地（上賀茂橋西詰バス停前）

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸

弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居ません。

京都・中珠数屋町
株式会社 神戸珠数店

〒600-8153 京都市下京区正面通烏丸東入
電話 (075) 371-3929代
FAX (075) 371-3930
定休日 日曜・祝祭日・第二第四土曜



税理士法人 古都

〒600-8431
京都市下京区綾小路通室町西入る
善長寺町139番地 AMI四条烏丸ビル405号
TEL・FAX: 075 (352) 7778
E-mail: nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

精進料理
上 幸

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
電話 (075) 821-3872
(075) 821-3837

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。
平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。
おかげをもちまして贊助会員につきましては年々増え続けておりまして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。
当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご贊助賜り平成二十五年度分の贊助会費のご納入をよろしくお願い申し上げる次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

贊助会費

当会もおかげさまをもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえに寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成二十五年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願ひ申し上げます。

寺院会費

東日本大震災の被災地へ引き続き募金支援のご協力お願い

銀行名：京都中央信用金庫

支店名：丸太町支店

種別：普通貯金

口座番号：0405536

口座名：京都仏教会災害救援基金 理事長 有馬頼底

印刷所	FAX	電話	発行日
(株)精巧社	(075)223-16975	(075)223-16975	平成二十六年一月三十日
			発行所
			京都仏教会
			〒602-0898 京都市上京区今出川通
			烏丸東入相國寺門前町

開運暦
檀信徒配布等ご利用下さい。
1部 価格85円
(郵送いたします)
申し込みは
京都仏教会
TEL 075-223-6975

京石塔
石工事
記念碑

寅 株式会社 石寅®

石工事・土木工事・造園工事（京都府知事認可）

本店（〒616-8376）京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10
電話（075）881-1481番 FAX（075）881-1480番

新丸太町店（〒616-8305）京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2
電話（075）882-2124番 FAX（075）882-2128番

丹波営業所（〒622-0211）京都府船井郡京丹波町上野中野31-1
電話（0771）82-2681番 FAX（0771）82-2751番

京丹波店（〒622-0213）京都府船井郡京丹波町須知天神18-1
電話（0771）89-1481番 FAX（0771）89-1480番

石寅ホームページ URL:<http://www.ishitora.co.jp/>

授与品・記念品・その他一式

井筒授与品店

フリーダイヤル TEL 0120-075-820
フリーダイヤル FAX 0120-075-890

〒601-8348
京都市南区吉祥院観音堂町23番地
E-Mail:izutsu5@iz2.co.jp

永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎ 075(221)4000
フリーダイヤル ☎ 0120-00-4200
<http://www.koekisha-kyoto.com>

葬儀式場

北プライトホール（堀川紫明）京都市北区紫明通堀川東入 ☎ 075(414)0420
中央プライトホール（五条大和大路）京都市東山区五条通大和大路 ☎ 075(551)5555
南プライトホール（堀川八条）京都市南区堀川通八条下西側 ☎ 075(662)0042
西プライトホール（五条西大路）京都市右京区五条通西大路西入南側 ☎ 075(322)0042
烏丸プライトホール（因幡薬師）京都市下京区烏丸高辻南入東入 ☎ 075(351)7724
宇治プライトホール（宇治槇島）宇治市槇島町（京都文教大学前） ☎ 0774(20)0042
滋賀プライトホール（大津）大津朝日が丘1丁目 ☎ 077(523)0042

文化財修理・保存／文化財調査／絵画・墨蹟・一般表具一式

宗紋襖紙・御殿引手 発売元

こう えつ あん
京表具 沼 挙庵

〒602-8025 京都市上京区衣棚通丸太町上る今葉屋町318番地
Tel.075-254-6021/Fax.075-254-6022 <http://www.koetsuan.com>

葬儀

—人生の終り、もうひとつの門出を美しく—

玉泉院
株式会社セレマ

もよりの営業所へご連絡ください。（24時間営業）
寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎ (075) 682-4444
宇治営業所 ☎ (0774) 32-4242
向日営業所 ☎ (075) 921-4444
大津営業所 ☎ (077) 524-4444
龜岡営業所 ☎ (0771) 22-0042

■ 初期火災予防対策

火災対策は万全でしょうか？

文化庁は全国の主な重要文化財の防火状況に関する初の緊急調査を行ふことを決めました。相次ぐ歴史的文化財の火災を受けた対応です。弊社では、初期火災予防対策として、ファイヤーレターデント防燃水の噴霧難燃処理を承っております。一般住宅から神社、仏閣までさまざまな既設建物への難燃処理剤として50万平米超の使用実績を有しております。

■ 借地管理

借地管理でお困りではありませんか？

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲（京都仏教会様顧問弁護士）他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者などの専門スタッフを揃え、円滑な借地運営のお手伝いをさせて頂いております。現在、管理実績は、700戸超です。

*相談、資料請求は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 玄武管財 TEL 075-411-1214 FAX 075-411-1241
京都市上京区相国寺門前町647番地1 E-mail:info@kyoto-genbu.co.jp <http://www.kyoto-genbu.co.jp/>

信頼と安心の
全葬連 葬祭サービスガイドライン

●事前相談・サービス内容の説明・明瞭価格・アフターサービス

京葬協は、葬祭サービスガイドラインを尊守いたします

会社	代表者	電話	所在地
株式会社 まるいち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518
株式会社 浅井厚生社	浅井 宣壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル
株式会社 京都日葬	九谷田満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11
株式会社 花安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御興岡町20
株式会社 公益社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608
株式会社 京都セレモニー	松井 昭憲	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608
株式会社 京都儀啓社	綾見 勝	075-371-6269	下京区西新屋敷中堂寺町68-2
株式会社 北上葬儀社	北上 禮子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552
株式会社 公益サービスセンター	松井 信五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2
株式会社 駕政	滝 口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側
株式会社 洛王セレモニー	北村 昌夫	075-933-4242	南区久世高田町35-3
株式会社 あめ直	阪邊賀津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1
株式会社 あす華葬祭	見 燐彦	075-621-4279	伏見区深草大龜谷古御香町150-8
株式会社 くじらじり葬儀店	野尻 智美	075-611-4211	伏見区京町南七丁目45-1
株式会社 駕友	野口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1

会社 代表者 電話 所在地

株式会社 丸山長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1
株式会社 アシス	岡本 研三	075-932-4242	向日市戸町西田中瀬3
株式会社 乙訓	菜島 康男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
株式会社 ㈲城陽葬祭杉村	杉村 等	0774-52-2140	城陽市久世南塙内116
株式会社 宇治葬祭駕辰	木村 登志雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
株式会社 山城葬祭懶丸屋	小川 善保	0774-82-2064	綾喜郡井手町井手柏原83-2
株式会社 花福	福田 善文	0774-82-2016	綾喜郡井手町井手宮ノ本89
株式会社 ㈲花杉	山下 博司	0774-62-0445	京田辺市田辺針ヶ池1-1
株式会社 ㈲阪口	阪口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
株式会社 平城公益	西川 弘人	0774-72-5709	木津川市相楽鳥井7-1
株式会社 ㈱松本仏具店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
株式会社 ㈲いちたに	一谷 和弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
株式会社 ㈱セレモニーマツダ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町字弓木956
株式会社 おのえ株	尾上 康則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
株式会社 ㈲向井葬祭	向井 文男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか！など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。



世界の歴史都市、
京都の中央に位置し、
世界文化遺産「二条城」の前に佇む
ANA クラウンプラザホテル京都。

ANA
CROWNE PLAZA
KYOTO

ANAクラウンプラザホテル京都

〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前
Tel 075-231-1155
www.anacpkyoto.com



伝統の心を映した 古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとときには
また、会合などさまざまなお集まりに、
お気軽にご利用ください。



京都 東急ホテル

〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488
www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp



福井藩邸跡に建ち、二条城の正面に
位置する最高のロケーション。
ホテル敷地内には風雅な日本庭園があり、
やすらぎとくつろぎを満たしてくれます。

京都国際ホテル

〒604-8502 京都市中京区堀川通二条城前
Tel.075-222-1111(代) Fax.075-231-9381



いつも新しい感動を 京都ブライトンホテル

京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります
ここは、かつて千利休や樂長次郎が行き交ったであろう文化の中心地
この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となるよう
よりよい商品とサービスを提供し続けてまいります



〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360
<http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto>



京都洛北 四季の彩りと静寂につつまれて グランドプリンスホテル京都

洛北の豊かな自然の中で
ごゆっくりと京情緒をお楽しみください。

Grand Prince Hotel
Kyoto

〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-712-1111



でかける人を、ほほえむ人へ。西武グループ

京表具

表具全般 古書画修復

前田秀腕堂

〒604-8121

京都市中京区柳馬場通錦小路上る
TEL.FAX. 075 (221) 5754

文化財建造物修復・社寺建築設計施工 木澤工務店

代表取締役社長 木澤善之

代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1
TEL (075) 751-0628(代) FAX(075) 752-9430

営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地
TEL (0749) 42-2859(代) FAX(0749) 42-5727

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 松林園

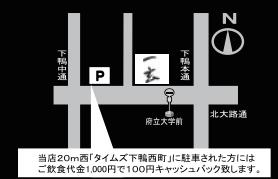
〒600-8075

京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
電話 (075) 351-6380(代表)
FAX (075) 361-8006

社寺建築設計施工 伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21
-0007 (西大路三条西入ル南側)
電話 075-311-0054 (代表)
FAX 075-322-0152



当店20m西「タイムズ下鴨西町」に駐車された方には
ご飲食代金1,000円で100円キャッシュバック致します。

営業時間/(都合により変更する場合があります)

11:30~22:00

お問合せ/

075-722-3405

Produced by あのおや本舗

鉄板焼き・ステーキ
一玄